

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局振興課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

東日本大震災の被害者の食品衛生法第52条第1項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令の公布について

計6枚（本紙を除く）

Vol.309

平成25年2月6日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3937）
FAX：03-3503-7894

老 発 0206 第 1 号
平成 25 年 2 月 6 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

東日本大震災の被害者の食品衛生法第52条第1項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令の公布について

東日本大震災の被害者の食品衛生法第52条第1項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令（平成25年政令第30号）が本日公布されたところである。

改正の趣旨及び留意点は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底の上、適切な対応方御配意願いたい。

記

第1 改正の趣旨

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特措法」という。）第3条第4項の規定に基づき、東日本大震災の被害者の食品衛生法第52条第1項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成23年政令第274号。以下「令」という。）において、東日本大震災の被害者の権利利益に係る満了日を平成25年2月28日と定めたところである。

今般、令における延長期日の翌日以降においても満了日の延長の措置を特に継続して実施する必要があるものについて、権利利益の延長期日をさらに延長するため、令を改正し、その期日を平成25年8月31日まで延長することとした。

第2 満了日の再延長を行った行政上の権利利益

令のうち再延長を行ったものは、次のとおりである。

- 指定居宅サービス事業者の指定（第41条第1項）
- 指定地域密着型サービス事業者の指定（第42条の2第1項）
- 指定居宅介護支援事業者の指定（第46条第1項）
- 指定介護老人福祉施設の指定（第48条第1項第1号）
- 指定介護療養型医療施設の指定（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の第48条第1項第3号）
- 指定介護予防サービス事業者の指定（第53条第1項）
- 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（第54条の2第1項）
- 介護老人保健施設の許可（第94条第1項）

第3 留意事項

- 1 改正前の令と同様、東日本大震災の被害者が令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置を受けるためには、当該者に対し、当該者の特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面（特措法第3条第3項に規定する書面をいい、以下「申請書」という。）による満了日の延長の申し出を行わせる必要がある。

なお、申請書については、保有する権利利益、特定非常災害の被害者である旨等必要な事項が記載されていれば、様式は問わず、また、申請書の記載事項については、必要な事項が簡潔に記載されていれば適当なものとして受理することとして差し支えない。

- 2 令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置は、特措法第3条第4項に基づき、被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置であるので、通常の手続きにより介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定等の更新を行うことのできるものについては、令に基づく延長の措置を適用することなく、介護保険法により指定等の更新を行うこととされている。

- 3 今般の令の改正により、特定権利利益に係る満了日が平成25年8月31日までとされたが、平成25年9月1日以降における更なる延長については、サービスの質の確保等に鑑み、指定介護療養型医療施設の指定に係るものを除き、行わない予定である。そこで、令の対象となる事業所がある都道府県等におかれては、平成25年9月1日以降におけ

る更なる延長を行わないことについて、介護サービス事業者に対して、十分な期間をもって周知いただくとともに、以下のような御配慮をお願いする。

- ・ 警戒区域等に事業所がある等の事情により、指定の更新の申請を行うことが出来ず、指定等の効力が失われた事業所等（以下「失効事業所等」という。）が新たに指定等の申請を行う際は、既に都道府県知事等に提出している事項に変更がない場合についてはこれらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出がなされたものとする
- ・ 失効事業所等による新たな指定の申請を受け、都道府県知事等が指定を行う際は、当該事業所等に付番されていた事業所番号を再付番すること

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(二七)

○地方自治法施行令等の一部を改正する政令(二八)

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九)

〔省 令〕

○地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(総務五)

〔告 示〕

○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則の一部を改正する省令(国土交通三)

三

三

三

三

三

三

○政党助成法第二十一条第一項の規定による政党の解散等の届出があったので公表する件(同三)

○政党助成法第二十七条第二項の規定による特定交付金を受けようとする政治団体の届出があったので公表する件(同三五)

○特定交付金の交付を受けるべき政治団体の名称及び当該政治団体に対して交付すべき特定交付金の額を公表する件(同三五)

○平成二十四年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を公表する件(同三六)

○平成二十四年中において交付した特定交付金の総額及び特定交付金の交付を受けるべき各政治団体に対して交付した特定交付金の額を公表する件(同三七)

〔公 告〕

諸事項

裁判所
破産、免責関係
特殊法人等

独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、型式部材等製造者の認証、日本弁護士連合会公示送達関係
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

三

三

三

三

三

本号で公布された
法令のあらまし

◇地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第二七号)(総務省)
地方自治法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七二号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十五年三月一日とすることとした。

◇地方自治法施行令等の一部を改正する政令(政令第二八号)(総務省)

1 直接請求制度に関する事項
(一) 条例制定又は改廃請求代表者が署名し印を押すことを求めるための委任をした場合の、請求代表者証明書を交付した普通地方公共団体の長及び受任者の属する市町村の選挙管理委員会への届出に関する規定を削除することとした。(旧第九二条第三項関係)

(二) 指定都市における条例制定又は改廃請求に係る署名及び印を求めることができる期間を、都道府県と同様に、請求代表者証明書を交付した旨の告示があった日から二箇月以内とすることとした。(第九二条第三項関係)

(三) 指定都市における条例制定又は改廃請求について、条例制定又は改廃請求代表者が(二)の期間の満了の日の翌日から署名簿を当該指定都市の区の選挙管理委員会に提出するまでの期間、署名簿の返付を受けた日又は署名簿の署名の効力が確定した日から条例制定又は改廃請求までの期間及び条例制定又は改廃請求が適法な方式を欠いているときにこれを補正させる期間を都道府県と同様の期間とすることとした。(第九二条の二第一項、第九四条第一項、第九六条第一項、第九七条第二項関係)

(四) 普通地方公共団体の直接請求のうち、議員及び長の解職請求に係る投票方法について、投票用紙に賛否を自書する方法とする

とともに、議会の解散請求並びに議員及び長の解職請求に係る投票方法について、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会が定めるところにより、解散又は解職に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄に○の記号を記載する投票方法により行うことができることとした。(第一〇六条、第一〇八条第一項の表、第一〇九条、第一一三条、第一一四条、第一一五条第一項の表、第一一六条の二、第一一七条、第一一八条の表関係)

(四) 選挙権を有する者の総数が八〇万を超える普通地方公共団体について、議会の解散並びに議員、長及び主要公務員の解職請求に必要な署名数に係る要件を緩和し、八〇万を超える場合にあってはその八〇万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四〇万に六分の一を乗じて得た数と四〇万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数としたことに伴い、関係規定の整備を行うこととした。(第一〇〇条の表、第一〇〇条の表、第一〇六条の表、第一〇九条の表関係)

2 一の普通地方公共団体のみに適用される特別法についての賛否の投票に関する事項
一の普通地方公共団体のみに適用される特別法に係る投票方法について、関係普通地方公共団体の選挙管理委員会が定めるところにより、当該法律について賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄に○の記号を記載する投票方法により行うことができることとした。(第九四条、第一八六条第一項、第一八七条関係)

3 特例一部事務組合に関する事項
一部事務組合は、規約で定めるところにより、当該一部事務組合の議会を構成団体の議会をもつて組織することができるものとしたことに伴い、その議会を構成団体の議会をもつて組織する一部事務組合への地方自治法施行令中普通地方公共団体に関する規定の準用について、必要な調整を行うこととした。(第二二一条の三関係)

ととも、議会の解散請求並びに議員及び長の解職請求に係る投票方法について、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会が定めるところにより、解散又は解職に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄に○の記号を記載する投票方法により行うことができることとした。(第一〇六条、第一〇八条第一項の表、第一〇九条、第一一三条、第一一四条、第一一五条第一項の表、第一一六条の二、第一一七条、第一一八条の表関係)

二 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正関係

教育委員会の委員の解職請求に必要な署名数が八〇万を超える場合にあってはその八〇万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四〇万を六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とし、併せて、関係規定の整備を行うこととした。(第三一条第一項の表関係)

三 市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正関係

合併協議会の設置請求代表者が署名し印を押すことを求めるための委任をした場合の、請求代表者証明書を交付した市町村の長及び当該市町村の選挙管理委員会への届出に関する規定を削除することとした。(旧第二条第三項関係)

四 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十五年三月一日)から施行することとした。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第二十九号)(警察庁)

1 遊技機の認定等に係る手数料の標準を改めることとした。(第一〇条の二及び第一六条関係)
2 この政令は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令(政令第三〇号)(厚生労働省)

1 題名中「食品衛生法第五十二条第一項の許可等」を「介護保険法第四十一条第一項本文の指定等」に改めることとした。(題名関係)
2 東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の規定により延長された東日本大震災の被害者の介護保険法第四十一条

第一項本文の指定等に係る権利利益の一部について、当該権利利益に係る満了日の限度となる日を平成二十五年二月二十八日から平成二十五年八月三十一日に延長することとした。(本則関係)
3 この政令は、一部を除き、公布の日から施行することとした。

政 令

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽
平成二十五年二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十七号

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
内閣は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十二号)附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。
地方自治法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十五年三月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 新藤 義孝
文部科学大臣 下村 博文
厚生労働大臣 田村 憲久
国土交通大臣 太田 昭宏

地方自治法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十八号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令
内閣は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十二号)の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。
(地方自治法施行令の一部改正)

第一条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第九十二条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に、
第九十二条第五項中「以下「指定都市」という」に「及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という)にあっては六十二日以内」を「及び指定都市にあっては六十二日以内、指定都市以外の」に改め、同条第三項を削る。
第九十三条中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という)を「指定都市」に改める。
第九十三条の二第二項中「第九十二条第四項ただし書」を「第九十二条第三項ただし書」に、
「それぞれ、都道府県にあっては十日、指定都市にあっては五日」を「十日」に改める。
第九十四条第一項中「第九十二条第四項」を「第九十二条第三項」に改め、「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内」の下に「指定都市以外の」を加える。
第九十六条第一項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内」の下に「指定都市以外の」を加える。
第九十七条第二項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「五日以内」の下に「指定都市以外の」を加え、「附けて」を「付して」に改める。

